

(お知らせ)

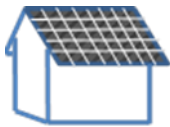
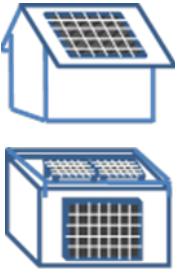
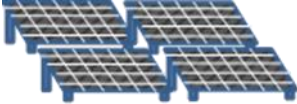
太陽光発電設備（集熱を利用するものを含む。）の設置にあたり、景観法の届出が必要になります

令和5年1月1日から、野洲市で下記の規模に該当する太陽光発電設備（集熱を利用するものを含む。）を設置等する場合に、その規模に応じて、景観法に基づく届出が必要となります。

※下記規模に該当するもので、令和5年1月中に設置等を開始される場合にはご相談下さい。

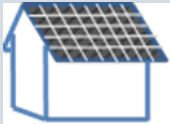
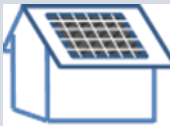
太陽光発電設備を設置等される場合は、2ページ目以降記載の景観形成基準に基づき、良好な景観形成に努めてください。

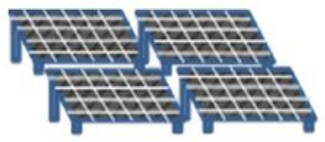
届出対象行為の分類と対象規模

地区区分	届出対象行為			
	建築物(一体型)	建築物の付帯設備(別途設置)	工作物(平面型)	工作物(支柱型)
				
一般地区	届出不要		地上に設置された太陽光発電設備で、地上からパネルの上端までの高さが <u>13m</u> 以上 または モジュール面積の合計が <u>1,000 m²</u> を超える	
重点地区	建築物の新築、増築、改築時、屋根材または外壁材として、一体設置するものでモジュール面積の合計が <u>10 m²</u> を超える	建築物に別途設置するもので、モジュール面積の合計が <u>10 m²</u> を超える	地上に設置された太陽光発電設備で、地上から上端までの高さが <u>1.5m</u> を超える または モジュール面積の合計が <u>100 m²</u> を超える	地上に設置された太陽光発電設備で、地上から上端までの高さが <u>5m</u> を超える または モジュール面積の合計が <u>100 m²</u> を超える

※モジュール面積…太陽電池モジュール（太陽光パネル）または集熱器の面積

景観形成基準

景観形成基準(重点地区・一般地区共通)		
建築物(一体型・付帯設備)   	形態	○太陽光発電設備を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。 ○太陽光発電設備を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備がはみ出ないようにすること。 ○太陽光発電設備を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。
	意匠	○太陽光発電設備を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮すること。 ○太陽光発電設備を設置する場合においては、太陽光発電設備が公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。
	色彩	○太陽光発電設備のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。(パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。) ○太陽光発電設備を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備および周辺景観と調和した色彩とすること。 ○太陽光発電設備を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。

景観形成基準(重点地区・一般地区共通)		
工作物(平面型) 	敷地内における位置	○道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 ○原則として、道路から2メートル以上後退すること。※重点地区のみ適用
	形態意匠	○できるだけすっきりとした形態および意匠とすること。
	色彩	○太陽光発電設備のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。) ○太陽光発電設備の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
	植栽等	○平面型の太陽光発電設備を設置する場合で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。 ○平面型の太陽光発電設備の最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。 ○植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
	樹木等の保全措置	○敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 ○樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

